

告示

埼玉県告示第六百五十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり変更の届出があった。

令和七年八月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

名称		変更事項		変更前		変更後		サービスの種類
熊谷生協ケアセン ター		事業所 在地	事業所 在地	熊谷市上之三 八五四	熊谷市上之三 八五一―一	居宅介護支援		介護老人福祉施設
介護老人福祉施設 あかつき		事業所 在地	事業所 在地	深谷市藤野木 一一七	深谷市東方二 七三七―一	通所介護		
居宅介護支援事業 所あかつき		事業所 在地	事業所 在地	深谷市藤野木 一一七	深谷市東方二 七三七―一	通所介護		居宅介護支援
通所介護あかつき		事業所 在地	事業所 在地	深谷市藤野木 一一七	深谷市東方二 七三七―一	通所介護		

短期入所生活介護 あかつき		エイジング介護サ ビス		あるとけあ居宅介護 支援事業所
事業所 所在地	事業所 所在地	事業所 所在地	事業所 所在地	事業所 所在地
深谷市藤野木 一一七	深谷市藤野木 一一七	所沢市花園二 一三	所沢市花園二 一三	東松山市箭弓 町一六 五丁目 T五 駅前 階
深谷市東方二 七三七一	深谷市東方二 七三七一	所沢市所沢新 町二四六〇 三	所沢市所沢新 町二四六〇 三	東松山市御茶 山町一六一 ワコレ東松 山一〇八
短期入所生活介護 介護予防短期入所 生活介護		訪問介護		居宅介護支援 介護予防支援